

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

企業間の連携

お客さま一社一社に寄り添う伴走支援を通じて、成長ステージに応じた本業支援に取り組むとともに、経営課題や地域共創に資する最適なソリューションの提供に努めてまいります。

IT 実装支援

デジタル技術の活用を通じてお客さまや地域社会の成長へつなげるため、ICTコンサルティング等により生産性向上を支援するほか、キャッシュレスなど、皆さまの暮らしや事業に役立つ社会基盤構築に取り組んでおります。

グリーン化の取組

お客さまの規模や事業ステージに適合するソリューションメニューを提供し、資金調達を通じたSDGs経営を支援しております。また、「SDGs取組支援サービス」の活用により、SDGs宣言の支援を行うなど、資金調達に留まらない、幅広いサービスを提供しております。

健康経営に関する取組

2021年4月より「健康経営宣言」を制定し、従業員の健康管理を経営課題として取り組んでおります。また、従業員とともに地域の皆さまも参加いただける健康増進に関する企画を開催するなど、普及拡大を進めております。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は、下請事業者との取引において適正な支払期日までに現金で支払います。手形等で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とします。

③知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「プラスαの価値を提供し、地域の豊かな未来をともに築く」という企業理念のもと、取引先をはじめとしたステークホルダーの皆さまと公正・対等なパートナーシップを通じ地域社会・地域経済の更なる活性化に向け取り組んでまいります。

また、社会課題の解決を起点に、社会価値と経済価値の両立を実現するソーシャル・ソリューショングループとして、お客さま満足度ナンバーワンを目指してまいります。

2024年4月15日

(2025年7月1日 代表者変更による更新)

株式会社京葉銀行

取締役頭取 藤田 剛